

協同組合の今日的Existence意義と展開方向（1）

日本における価値・原則重視の協同組合運動の展開方向

東京農業大学名誉教授 白石正彦

一、「国際協同組合年」に向けて協同組合人が何を考え、取り組むべきか

国連は二〇〇九年一二月の総会で二〇一二年を「国際協同組合年」とすることを宣言した。

この中で、「全加盟国並びに国連及びその他すべての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励し、：各 governments に対して適宜、：協同組合の成長と持続可能性を高めるよう促し、：各 governments

と協同組合運動間の効果的なパートナーシップの開発、：農協の成長を適宜・促進するとともに、女性の経済活動への参画を支援する：」ことなどを明示している。

日本でも二〇一〇年八月に二〇一二国際協同組合年全国実行委員会が発足し、協同組合憲章（案）の策定の検討や各種の取り組みが開始されている。

以上の取り組みのために、日本の協同組合人は世界の協同組合人と共に、世界の食糧問題に大きな焦点を当てて考えるべきである。例えば、国連食糧農業機関（FAO）と国連世界食糧計画（WFP）

白石 正彦 しらいし まさひこ)氏



【専門】

農業経済学、協同組合論、食料政策論
九州大学大学院修了(博士(農学))

【公職等】

英國・オックスフォード大学客員研究員、東京農業大学教授、I C A 協同組合原則・宣言検討委員、
ドイツ・マールブルク大学客員教授、日本協同組合学会
会長
全国農業協同組合中央会「J A 経営マスターコース」
コーディネーター等を歴任。
現在、家の光協会家の光文化賞審査委員、中国・青島農
業大学合作社学院客員教授
東京農業大学総合研究所農協研究部会長
東京農業大学名誉教授
2012国際協同組合年全国実行委員会実行委員等に就任。

【主な著書】

- 『協同組合の国際化と地域化』(監修・共著)
- 『農業の基本法制』(共著)
- 『地域産業の振興と経済一農・工・商複合化政策』(共編著)
- 『新原則時代の協同組合』(監修・共著)
- 『フードシステムの展開と政策の役割』(共編著、農林統計協会)
- 『農と食の現段階と展望』(共監修・著)
- 『食料環境経済学を学ぶ』(共著)
- 『地産地消と循環型農業』(監修) など

表-1 世界の飢餓人口(2010年現在)

	飢餓人口(割合)
アジア・太平洋地域	5億7,800万人(62)
サハラ砂漠以南のアフリカ	2億3,900万人(26)
中南米	5,300万人(6)
中東・北アフリカ	3,700万人(4)
その他の地域	1,800万人(2)
合計	9億2,500万人(100)

注1) 飢餓とは、身長に対して妥当とされる最低の体重を維持し、軽度の活動を行うのに必要なエネルギー(カロリー数)を摂取できない状態。

2) 数値は、FAOとWFPの推定値。世界人口69億人に占める飢餓人口の割合は3.4%。

P) は、二〇一〇年九月に、世界の飢餓人口は九億二、五〇〇万人(世界人口六九億人に占める飢餓人口の割合は一三・四%)という推定値を発表している(前年比では九、八〇〇万人減少)。FAOの事務局長は「子どもが六秒に一人飢えで亡くなっていることを考えると、飢餓が世界の最も深刻なスキャンダル、最大の悲劇であることは変わりはない」と述べており、WFPはホームページで「世界には、すべての人に十分な食糧があります。しかし、現在、世界ではおよそ七人に一人、計九億一、五〇〇万人が飢餓に苦しんでいます。:飢餓に苦しむ人のおよそ七五%は、途上国の農村部に住む貧しい農民です。残りの二五%は途上国の大都市周辺の貧しい地域に住む人たちです。:途上国における子どもの飢餓は身体的・知的発達の遅れにつながり、さらにその子どもが住む国の経済にも大きな損失をもたらします。」と報道している。

以上のようないくつかの課題解決と
各国や農協・生協など各分野の協
同組合の課題解決を結びつけて、

前述の国連総会の宣言で明示されている①各國政府と協同組合運動間の効果的なパートナーシップの開発、②農協など協同組合の成長を促進、③女性の経済活動への参画の支援等に取り組む必要がある。

一・「21世紀の協同組合原則」を共有する世界の協同組合運動

人類的課題解決と各国や各分野の協同組合の組合員・地域社会の課題解決を結びつけて取り組むためには、協同組合の組合員・役員・職員が、たえず協同組合らしい農協・漁協・森林組合・生協・共済組合・労協（ワーカーズ・コーパス等）・大学生協・労働金庫づくりを考え、その歪み、問題点を改善する「座標軸」、すなわち協同組合の定義・価値・原則を理解し身につけておく必要がある。それがないと、外部環境の変化に主体的条件を重ね合わせ、吟味し、効果的に問題解決の方向を見つけることに失敗するであろう。

一方、営利企業は、最適の利潤追求をめざして投資し営業するが、外部環境が変わると迅速に営業拠点を移動し、新たな顧客を求めてビジネスチャンスを追求する特性をもつてている。例えば、一九八〇年代後半に大手の食品流通業者がオーストラリアからマリーグレー種の子牛を空輸で輸入し、事実上コントロールしている岩手県下の肉牛肥育経営を訪問したことがあるが、その後、九〇年代はじめの牛肉自由化で間もなく撤退した。

表-2 協同組合の定義と営利企業の特徴

	協同組合の定義	左記の定義と対比した営利企業の特徴
主体	自治的な組織としての人々の結合体	資本の結合体
目的	自分たちの共通する経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえること	利潤追求によって資本自体の増大を図ること
手段	一人一人が平等の権限に基づき、共同で所有し、民主的に管理する事業体	資本の所有割合に応じた権限に基づき、所有・管理する企業

注) ICA 第2回総会で1995年に決定。

表-3 協同組合の基本的価値と組合員の倫理的価値

協同組合の基本的価値	協同組合員の倫理的価値
1. 自助 2. 自己責任 3. 民主主義 4. 平等 5. 公正 6. 連帶	1. 正直 2. 公開 3. 社会的責任 4. 他人への配慮
「自助」は、「自分の運命を切り開くよう努力」する自助努力を意味し、これを基本に「共同行動と相互責任を通じて、特に市場および政府に対する集団的影響力を増す「互助」との結びつき、「自助」と「互助」の進化・発展プロセス、さらに協同組合に関わる非組合員、職員を公正に扱い、「自助と互助」の原因であり結果でもある「連帶」を強調。	「協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぐ」ことを強調

注1) ICA 第2回総会で1995年に決定。

表-4 協同組合原則の役割と7つの原則

協同組合原則の役割	協同組合の価値を実践するための指針	協同組合原則は、その価値と日々の実践を連結する架け橋の役割
第1 原則	自発的で開かれた組合員制	「男女共同参画」、「組合員の事業利用」、「組合員としての責任の自覚」を強調
第2 原則	組合員による民主的管理	「組合員の平等の議決権」のみでなく、「政策立案や意思決定のプロセスへの組合員の積極的参画」、「役員への男女共同参画」を強調。
第3 原則	組合員の経済的参加	「組合員の公正な出資」「協同組合資本の一部は共同の財産」「出資金への制限された利率」、剩余金は、「利用高配当」のみでなく「一部は不分割な準備金の積み立て」を強調。
第4 原則	自治と自立	組合員管理の自治的な自助組織であり、政府を含む他の組織との取り決めや外部資金調達に際して組合員による民主的管理を保証する自立を強調。
第5 原則	教育、研修および広報	「協同組合の発展に効果的に貢献するために、組合員・役員・マネージャー・職員の教育、研修の実施」、さらに「一般の人々、特に若い人びとやオピニオンリーダーに協同することの本質と利点を知らせる」ことを強調。
第6 原則	協同組合間の協同	「地域的、全国的、広域的、国際的な組織を通じた協同」とその目的が「組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する」ことにある点を強調。
第7 原則	地域社会への関与	「地域社会の持続可能な発展のための活動」とその取組が「組合員が承認する政策」であることを強調。

注1) 第1原則から第3原則までは協同組合の内部運営原則である。

第4原則から第7原則までは協同組合の内部運営、さらに協同組合の外部との運営のための原則である。

2) ICA 第2回総会で1995年に決定。

これに対して、協同組合は、①組合員が出資金を拠出して結集した「組織体」であり、②組合員が協同組合の役員選出や運営にオーナーとして参画している「経営体」であり、さらに③組合員が協同組合の事業・サービスを利用することにより、組合員の共通する経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえる「事業体」である。このため、協同組合は、組合員の組織力を基礎として、経営力を強化しつつ、目標とする事業力を高めて、組合員と地域社会にその成果を還元し続ける使命をもっている。

すなわち、国際協同組合同盟（ICA）は、一九九五年の第二回総会で、協同組合の「定義」、「価値」、「七つの原則」で構成される「21世紀の協同組合原則（協同組合のアイデンティティに関するICA声明）」¹⁾を決定し、一九九七年に制定された「JA綱領」の前文にも明示されている。

このうち、協同組合の定義は、表-2のようないて「自治的な組織としての人々の結合体」であり、②「自分たちの共通する経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえること」を目的とし、③「一人一人が平等の権限に基づき、共同で所有し、民主的に管理する事業体」であることを明示している。これに対して、営利企業は、①「資本の結合体」であり、②「利潤追求によって資本自体の増大を図ること」を目

的とし、③「資本の所有割合に応じた権限に基づき、所有・管理する企業」であり、協同組合と本質を異にする点を、教育学習活動を通じて理解を深める必要がある。

協同組合の価値については、表一3のように、「基本的価値」と「倫理的価値」で構成されている。このうち、「基本的価値」は、「1・自助、2・自己責任、3・民主主義、4・平等、5・公正、6・連帶」が明示され、とくに「自助」は、「自分の運命を切り開くよう努力」する自助努力を意味し、これを基本に「共同行動」と「相互責任」を通じて、特に市場および政府に対する集団的影響力を増す「互助」との結びつき、「自助」と「互助」の進化・発展プロセス、さらに協同組合に関わる非組合員、職員を公正に扱い、「自助と互助」の原因であり結果でもある「連帶」を強調している。「倫理的価値」は、「1・正直、2・公開、3・社会的責任、4・他人への配慮」が明示され、「協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぐ」ことを強調している。

このように協同組合が大切にする「価値」は、『人間尊重』と『協同』であり、営利企業における「利潤追求によつて資本自体の増大を図ること』とは根本的に異なる。

以上のような協同組合の「価値」を協同組合の「実践」に効果的に結びつける架け橋の役割を發揮する「七つの原則」は、表一4のように明示されている。このうち、第一原則「自發的で開かれた組

合員制」、第二原則「組合員による民主的管理」、第三原則「組合員の経済的参加」は、協同組合の組合員参画を主軸とした内部運営原則である。後半の第四原則「自治と自立」、第五原則「教育、研修および広報」、第六原則「協同組合間の協同」、第七原則「地域社会への関与」は協同組合の内部運営、さらに協同組合の外部との運営の両サイドに関わる原則である。

「21世紀の協同組合原則（定義・価値・原則）」を共有の財産としている「国際協同組合同盟（I C A）」に加盟しているのは、九〇カ国の一三九会員でその傘下の組合員は八億人を超える世界最大の非営利組織である。日本からは、「日本協同組合連絡協議会（J J C）」に結集しているJ A、J F（漁協）、J Forest（森林組合）、生協、労働者生産協同組合、労働金庫などの各全国組織が I C A の会員であり、全国農協中央会の茂木守会長が I C A の理事に就任している。イタリアの生協は、二〇〇八年度に組合員六九五万人、従業員五四、九二三人、店舗数一、四二五、供給高一二六・三億ユーロで、小売市場占有率は一七・八%を占めている。注目されるのは、営利企業とは異なる協同組合らしい価値重視の組織・事業・経営方式を憲章として明示し、取り組んでいる点である。

三・イタリアにおける協同組合の価値重視の生協運動から学ぶ点

表-5 イタリア生協の価値憲章(2009年版)

一般原則	「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(21世紀の協同組合原則)	
主体とその課題解決の指針	組合員	組合員に対して、複雑化している現代世界への理解を助け、決定に際して事前に十分な情報を入手し、理解の上にたった選択ができるように、経験や体験へのアクセスができる機会を通じて人間性の発展の機会を提供する。
ステークホルダーとその課題解決の指針	消費者	消費者ニーズへの対応策としてだけでなく、アイデンティティを肯定し、価値と信念の表現手段として、人間総体を対象として考慮し、これらを保証し、保護するそうした消費文化を促進する。
	職員	組織内部に協同組合の価値を広げる第1人者としての責任は、その役員にゆだねられる協同組合に働くものは、どんな仕事を担うものでも、協同組合のミッションの実現に貢献し、協同組合組織に対して直接、これを証明する。このため一人一人の責任感や、組合員や顧客に積極的に最も良のサービスを提供する活動能力が価値付けられる。
	供給業者	供給業者との関係は、透明性、正直、相互の清廉潔癖さにもとづくものでなければならない。イタリアの農業食品製造業者、環境と自然を尊重する商品を優先する。もっぱら正しい労働政策を採る事業体を選定し、逆に労働の搾取、とりわけ児童労働、ないし人間の基本的権利の侮蔑に基づく商品を製造する業者を排除する。
	環境	組合員や消費者に対して消費行動において、“持続可能性を優先する”ことができるよう情報提供や意識喚起の活動を行う。“生協の労働の場においても環境の質を促進する”。“生物多様性・環境の質と自然景観の保護を、自身の可能な範囲で、将来の世代への責任として貢献することに努力する”。全ての選択が、予防の原則に立つ。
	市民社会と新しい世代	コープが信ずるに、教育研修と文化は、我々の社会の現在と未来の幸福を決定づける要素の1つであり、活発な社会参加・責任ある消費・社会的対話の促進に重要な貢献を果たすものである。生協の商業や生産現場を利用した質の高い文化的体験を促進し、関心を持つ全ての人々を巻き込むような生涯教育のモデルの1つとする。
	公的行政機構	「行政機関」との関係は、常に「透明性」を旨とする。行政機関に対しては、共同体全ての利害を念頭に、経済的・社会的イニシアティブやプロジェクトを提案する。広く関心が高く、十分に養護されていない国民の健康、環境や食料の安全、持続可能性など、市民や消費者の権利の養護に努力する。自身の権限と責任の範囲で、社会的ガバナンスや分担の執行に参加することを表明する。
	協 同	協同組合は、我々の社会に、統一した効率性のある、相互扶助を明確な目標とし、弱者や恵まれない人々に連帯し、公平性と幸福を追求する強力な協同組合運動の発展が必要であると考える。

注) 大津壯一「イタリアの生協の新たな構造改革」危機に立ち向かう 欧州生協—イギリス・イタリア・スイス・スウェーデンの生協の動向—(生協総研レポート No.62)生協総合研究所、2010、の「資料イタリア生協の価値憲章(2009年版)」を参考し、筆者が要点を図表化したものである。

すなわち、イタリアの生協の価値憲章(二〇〇九年版)は、表1のように前述したICAの「21世紀の協同組合原則」を一般原則として位置付け、「組合員」に対して「複雑化している現代世界への理解を助け、決定に際して事前に十分な情報を入手し、理解の上にたった選択ができるように、経験や体験へのアクセスができる機会を通じて人間性の発展の機会を提供する。」と明示し、主体である組合員の「人間性の発展」を重視している点が注目される。別の言葉で表現すれば、狭い視野からの協同組合運動ではなく、前述した二〇一二年を「国際協同組合年」とする国連の宣言にみられる「地球市民」としての課題解決の自覚に基づく協同組合運動の担い手づくりと理解して良かろう。

「消費者」については、狭い消費者利害ではなく、「人間総体を対象として考慮し、これらを保証し、保護するそうした消費文化を促進する。」という点が注目される。

「職員」については、「組織内部に協同組合の価値を広げる第一人者としての責任は、その役員にゆだねられる。協同組合に働くものは、どんな仕事を担うものでも、協同組合のミッションの実現に貢献し、協同組合組織に対して直接、これを証明する。このため一人一人の責任感や、組合員や顧客に積極的に最良のサービスを提供する活動能力が価値付けられる。」と明示され、役員の責務を全面に掲げながら、職員の潜在的な活動能力の高度化を強調している点が注目される。

「供給業者」との関係は、「透明性、正直、相互の清廉潔癖さ」、「国内の農業食品製造業者や環境と自然を尊重する商品を優先」する点や「人間の基本的権利の侮蔑に基づく商品を製造する業者を排除」する点などの協同組合の価値実現の姿勢が注目される。

「環境」については、「組合員や消費者に対して消費行動において、持続可能性を優先することができるよう情報提供や意識喚起の活動を行う。生協の労働の場においても環境の質を促進する。生物多様性・環境の質と自然景観の保護を、自身の可能な範囲で、将来的の世代への責任として貢献することに努力する。全ての選択が、予防の原則に立つ。」と明示され注目される。

「市民社会と新しい世代」については、「生協の商業や生産現場を利用した質の高い文化的体験を促進し、関心を持つ全ての人々を巻き込むような生涯教育のモデルの一つとする」と明示され、IC Aの協同組合第五原則「教育、研修および広報」を深める方向で、「質の高い文化的体験」や「生涯教育のモデル」づくりが注目される。

「公的行政機構」との関係は、「常に透明性を旨とする。行政機関に対しては、共同体全ての利害を念頭に、経済的・社会的イニシアティブやプロジェクトを提案する。広く関心が高く、十分に養護されていない国民の健康、環境や食料の安全、持続可能性など、市民や消費者の権利の養護に努力する。自身の権限と責任の範囲で、社会的ガバナンスや分担の執行に参加することを表明する。」と明示され、日本の農協運動にみられがちな要請運動ではなく、「共同体制全ての利害を念頭に、経済的・社会的イニシアティブやプロジェクトを提案」、「社会的ガバナンス」という課題解決の指針を大いに学ぶ必要がある。

「協同」については、「協同組合は、我々の社会に、統一した効率性のある、相互扶助を明確な目標とし、弱者や恵まれない人々に連帯し、公平性と幸福を追求する強力な協同組合運動の発展が必要であると考える。」と明示し、組合員の求心力を高め、ステークホルダー（利害関係者）に対して協同組合らしい人間と自然を尊重する価値実現へのパートナーづくりに努力している点に学ぶ必要がある。

四・日本における価値・原則重視の協同組合運動の展開方向

第一に、日本における協同組合運動は、二〇一二国際協同組合年全国実行委員会で協同組合憲章（案）の策定の検討が行われている中で、組合員が直接参画している単位協同組合段階からICAの「21世紀の協同組合原則（定義・価値・七つの原則）」を重視し、取り組む必要がある。

例えば、兵庫県の「生活協同組合コード」（組合員一四一万人、年間供給高二五〇五億円）は、評価指標として（1）生協が大切にする基本的価値（①誠実・配慮、②参加・民主主義、③社会的責任・公正、④自立・連帶・向上）と（2）価値の実現を支える経営基盤（⑤経営効率、⑥発展性）を結びつけ、一九九五年から取り組み評価ができる。農協・漁協・森林組合は、大いに学ぶ必要がある。第二に、農協・漁協・森林組合の各グループは、それぞれ綱領を制定し、その前文に協同組合の価値・原則を遵守する」と明示し、取り組んでいる点を評価したい。

しかし、現行JA綱領は「わたしたちJAの組合員・役職員は…」に限定されており、漁協・森林組合グループやコードの場合はも同様である。これに対して、イタリア生協の価値憲章（二〇〇九年版）にみられるようにステークホルダー（消費者、取引業者、

環境、市民社会と新しい世代、公的行政機構、協同）との関わりも重視している点に学びながら、課題解決をめざす開かれた価値憲章（JA綱領、評価指標等）として見直すことが検討されて良からう。

第二に、東アジアの日本、韓国、台湾、タイ、インドネシアなどは、多様な家族農業経営を中心には地域住民も包含しながら総合農協形態を組織文化として展開しており、とくに一九八〇年ICA大会のレイドロー報告は日本の総合農協を高く評価している。このようない農村コミュニティに結びつき内発的な活力を内包している総合農協の組織文化価値の开花に本格的取り組む必要がある。

都府県のみでなく北海道においても、農協の組織基盤の進化に対応して多様な農業者を中心とした地域住民も包含した総合農業・農村協同組合として、①「地域農業価値の活性化」を土台に、②「地域食・生活文化価値の創造」、③「高齢者等の福祉価値の活性化」を三本柱とした価値・原則重視の協同組合運動の展開方向として鮮明にするべきである。

注1 Ian MacPherson, "CO-OPERATIVE PRINCIPLES FOR THE 21st CENTURY", ICA, 1996.

右の翻訳書は日本協同組合学会訳編『21世紀の協同組合原則－ICAアイデンティティ声明と宣言－』（第六刷）日本経済評論社、二〇〇九年。白石正彦監修、農林中金総合研究所編『新原則時代の協同組合』、家の光協会、一九九六年。